

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年11月26日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第54号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第57条各号列記以外の部分中「第161条第1項第14号」を「第161条第1項第17号」に改め、「の各号」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室会計課)